制 定 令和5年3月31日和医大規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の 施行に関し、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)が保有する個人情報の保護 等について必要な事項を定めるものとする。

(定議)

第2条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿(別記第1号様式)とする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(別記第2号様式)とする。

(開示請求等に係る補正の求め)

第5条 法第77条第3項、第91条第3項又は第99条第3項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(保有個人情報を開示する旨の決定通知書等)

- 第6条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示をする旨の決定通知書(別記第4号 様式)により行うものとする。
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第7条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第8条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送通知書等)

- 第9条 法第85条第1項の規定により事案を移送したときは、移送を受けた行政機関の長等に対し、他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。
- 2 法第85条第1項の規定による通知は、開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記 第9号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求に関する意見照会書等)

- 第10条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。
- 2 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書(別記第11号様式)に より行うものとする。

(保有個人情報の開示の実施の方法)

- 第11条 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、当該文書、図画又は写真 (法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書、図画又は写真を複写機に より用紙に複写したもの)の当該保有個人情報に係る部分を閲覧することとする。
- 2 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、当該文書、図画又は写真の当該保有個人情報に係る部分を複写機により用紙に複写したものを交付することとする。
- 3 次の各号に掲げるフィルムに記録されている保有個人情報の閲覧又は写しの交付の方法は、それぞ れ当該各号に定める方法とする。
 - (1) マイクロフィルム 次に掲げる方法

ア 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により映写したものの閲

覧。ただし、これにより難い場合にあっては、用紙に印刷したものの閲覧 イ 当該マイクロフィルムの当該保有個人情報に係る部分を用紙に印刷したものの交付

- (2) マイクロフィルム以外のフィルム 法人が適当と認める方法
- 4 電磁的記録に記録されている保有個人情報についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるものとする。
 - (1) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - (3) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものを複写機により用紙に 複写したものの交付
 - (4) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスク(日本産業企画X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)その他の電磁的媒体(電磁的記録を記憶する媒体をいう。)に複写したものの交付
- 5 フィルム及び電磁的記録に記録されている保有個人情報に不開示情報(法第78条第1項に規定する 不開示情報をいう。)が含まれている場合の開示の実施については、法人が別に定める方法により行 うものとする。
- 6 保有個人情報が記録された公文書の写し(複写したものその他これに類するものを含む。以下同 じ。)の交付部数は、請求1件につき1部とする。
- 7 保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴(以下この項及び次項において「閲覧等」という。)をする者は、当該閲覧等に係る保有個人情報が記録されている公文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、破損し、又は汚損してはならない。
- 8 法人は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第12条 個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号) 第26条の書面は、保有個人情報の 開示の実施方法等申出書 (別記第12号様式)とする。

(費用負担の額等)

- 第13条 法第89条7項の手数料は、徴収しない。
- 2 法第87条1項の規定により開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書)の写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。当該写しの作成に要する費用として別表に掲げる額を負担しなければならない。
- 3 前項の保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を受けようとする者は、郵便切手で納付する方法により当該送付に係る費用を負担しなければならない。
- 4 法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 5 法第118条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する 契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115号の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関す る契約を締結する者が法第119条第8項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一 の額
 - (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(保有個人情報訂正請求書等)

第14条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第13号様式)とする。 (保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書等)

- 第15条 法第93条第1項の規定による通知は保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。
- 2 法第93条第2項の規定による通知は保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第16条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書)

第17条 法第95条第の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(他の行政機関の長等への訂正請求事案移送通知書等)

- 第18条 法第96条第1項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事 案移送(別記第18号様式)により行うものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による通知は、訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第19号様式)により行うものとする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報提供先への保有個人情報訂正決定通知書(別記第 20号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

- 第20条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第21号様式)とする。 (保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知書等)
- 第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知書(別記 第22号様式)により行うものとする。
- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別記第 23号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書)

第22条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第 24号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書)

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第25 号様式)により行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書)

第24条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護 審査会諮問通知書(別記第26号様式)により行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 - (和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程の廃止)
- 2 和歌山県個人情報保護条例の施行に関する公立大学法人和歌山県立医科大学規程(平成18年6月26日和医大規程第130号)は、廃止する。

別表(第 12 条関係)

公	文書の種別	写しの種類	費用の額
1	文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格 A 列 0 番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	A3 まで 白黒 10 円 A3 まで カラー 40 円
2	フィルム	法人が適当と認める方法によるもの	当該写しを作成する費用に相当する額
3	電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格 A 列 0 番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。)	A3 まで 白黒 10 円 A3 まで カラー 40 円
		光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X62 81 に適合する直径 120 ミリメートルの 光ディスクの再生装置で再生すること が可能なものに限る。)に複写したもの	
		光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの	1 枚につき 80 円
		その他の電磁的媒体に複写したもの又は 法人が適当と認める方法により複写し たもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

備考 1の項又は3の項の複写機により用紙に複写する場合において、用紙の両面を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

別記第1号様式(第3条関係)

	個人情報ファイル簿				
作成年月日(修正した場合にあって は、直近の修正年月日)					
個人情報ファイルの名称					
行政機関等の名称	公立大学法人和歌山県立医	科大学			
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称					
個人情報ファイルの利用目的					
記録項目					
記録範囲					
記録情報の収集方法					
要配慮個人情報	□含まれる。 □含まれない。				
記録情報の経常的提供先					
開示請求等を受理する組織の名称及	(名 称)				
び所在地	(所在地)				
訂正及び利用停止に関する他の法令 の規定による特別の手続等					
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)			
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイル	□該当する。 □該	当しない。			

行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名	行政機関等匿名 加工情報の本人 の数	
加工情報の概要	行政機関等匿名 加工情報に含ま れる情報の項目	
作成された行政機 報に関する提案を 称及び所在地		
作成された行政機 報に関する提案を る期間		
備考		

保有個人情報開示請求書

公]	立大学法人和歌山県立医科大学 様	年	Ξ.	月	日
	(ふりがな) 氏名				
	住所又は居所 〒 電話番号				
	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定 個人情報の開示を請求します。	ごに基づき、	下訂	己のと	 おり保
	記 1				
1	開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)				
V	求める開示の実施方法等<u>(本欄の記載は任意です。)</u> ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及 い。イを選択した場合は、希望する送付の方法を具体的に記載してくださ 本人限定受取郵便等)				
	ア 担当課室等の窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付				
	□その他()			
	<実施の希望日> 年 月 日				
	イ 写しの送付を希望する。				
	<送付の方法>				
3	本人確認等				
Ŭ	ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人				
	イ 請求者本人確認書類				
	□運転免許証 □健康保険被保険者証				
	□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)				
	□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる	5外国人登録	录証明	明書	
	□その他()			
	※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を終	系付してく <i>†</i>	<u> ごさ</u> い	ر <i>ا</i> ن	

ウ	本人の	状況等 <u>(法定</u>	三代理人又は1	任意代理人	が請求	さする場	場合にのみ	*記載してください。)_
	(ア)	本人の状況	□未成年者 □任意代理		年	月	日生)	□成年被後見人	
	(イ)	(ふりがな) <u>本人の氏名</u>							
	(ウ)	本人の住所	又は居所						
工	法定代	理人が請求す	「る場合、次の	のいずれか	の書類	を提示	し、又は	は提出してください。	
	請求資	格確認書類	□戸籍謄	本 □登記	事項証	明書	□その他	1 ()
才	任意代	理人が請求す	「る場合、次の	のいずれか	の書類	を提示	し、又は	は提出してください。	
	請求資	格確認書類	□委任状	□その他	ī ()	
窓口	受付		担当課室等受	受付	担当	課室等			
					内線				

別記第3号様式(第5条関係)

保有個人情報開示(訂正·利用停止)請求書補正通知書

 第
 号

 年
 月

 日

開示(訂正・利用停止)請求者 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで提出された保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書は、次のとおり 不備がありますので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第3項(第91条第 3項・第99条第3項)の規定に基づき、補正を求めます。

つきましては、	年 月	日ま	でに補正してく	ださい。	
補正を要する事項					
添付書類					
担当課室等	電話番号()	_	班 (係) 内 線	

注 期間内に補正ができない場合は、担当課室等まで申し出てください。

保有個人情報の開示をする旨の決定通知書

第		号
年	月	日

(開示請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

	₽L
1	開示する保有個人情報 (全部開示・ 部分開示)
2	不開示とした部分とその理由
_	Туму с отенру с с х.д
	(教示)
	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があっ
	たことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求 をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、
	そすることがくさより(なお、伏足がめつにことを知りた日の立日から起鼻して3か月以内でめつても、 決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。
	また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規
	定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告
	(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを
	提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から 1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。
	1 中を経過した場合には処力の取得しの訴えを促起することがくさなくなります。 / 。
3	開示する保有個人情報の利用目的

4	開示の実施の方法	等(裏面(又は	:同封)の部	説明事項をお	ゔ読みく	ださい。)
	(1) 開示の実	施の方法等				
	(2) 担当課室	等の窓口におけ	る開示を実	を施すること	だでき	る日時及び場所
	期間:	月 日から	月 日	まで(土・	日曜、	祝祭日を除く。)
	時間:					
	場所:					
	(3) 写しの送	付を希望する場	合の準備日	数、送付に	工要する	費用(見込額)
	担当課室等				班	(係)
	3	電話番号()	_	内	線

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学
印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個 人情報の名称等						
開示をしないこととし た理由						
担当課室等					班	(係)
	電話番号	()	_	内	線

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第		号
年	月	Е

(開示請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)	
延長の理由		
担当課室等	班 (係) 電話番号 () 一 内 線	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第		号
年	月	日

(開示請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
法第84条の規定 (開示決 定等の期限の特例)を適用 する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

別記第8号様式(第9条関係)

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第		号
年	月	日

(他の行政機関の長等) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

開示請求に係る保有個	
人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名: 住所又は居所: 連絡先: 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年月日生)□成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	開示請求書移送前に行った行為の概要記録・
備考 (複数の他の行政機関 の長等に移送する場合 には、その旨)	
担当課室等	班 (係) 電話番号 () — 内 線

別記第9号様式(第9条関係)

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第		5
年	月	E

(開示請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情 報の名称等						
移送をした日	年	月	日			
移送の理由						
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長 (連絡先) 部局課室名 担当者名: 所在地: 電話番号:	ı :				
担当課室等	電話番号()		_	班内	(係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について 開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしま した。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封 した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせてい ただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等					
開示請求の年月日	年	月	日		
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている (あなた、貴社等)に関 する情報の内容					
意見書の提出先	(課室名)				
总允青 7 1 定山九	(連絡先)				
意見書の提出期限	年	月	日		
担当課室等				班(係)	
	電話番号()	 内 線	

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について 開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしま した。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封 した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。 なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていた だきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号 又は第2号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分 □第1号、 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あ なた、貴社等)に関する情 報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
担当課室等	班 (係) 電話番号 () 一 内 線

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

保有個人情報の開示決定に係る通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の 提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に 関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等					
開示することとした理由					
開示決定をした日	年	月	日		
開示を実施する日	年	月	日		
担当課室等					班(係)
	電話番号()	_	内 線

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

		年	月	日
公立大学法人和歌山県立医科大学 様 (ふりがな) 氏名				
住所又は居所 〒	電話番号			

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

	 I		
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	実施の方法		
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部()

3 開示の実施を希望する日 年 月 日 午前・午後

保有個人情報訂正請求書

		年	月	日
公立大学法人和歌山県立医科大学 (ふりがな) 氏名	: 様 			
住所又は 〒	居所電話番号			
個人情報の保護に関する法律 おり保有個人情報の訂正を請求	· ·	[の規定に	基づき、	下記のと
	記			
訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情	日付: 青報の名称等	年 等	月 日
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)			
1 訂正請求者 □本人	□法定代理人 □任意代理人			
2 請求者本人確認書類				
□運転免許証 □健康保険被値	保険者証			
□個人番号カード又は住民基本で	台帳カード(住所記載のあるもの)			
□在留カード、特別永住者証明	書又は特別永住者証明書とみなされる。	外国人登録	录証明書	:
□その他()		
※請求書を送付して請求をする場	場合には、加えて住民票の写し等を添	付してくた	ざさい。	

3 本人の状況等 <u>(法定</u>	代理人又は任意	代理人が請	情求する場合	にのみ記載してください。)	<u> </u>
ア 本人の状況 □未成 □任意	(注代理人委任者	年 月	日生)	□成年被後見人	
^(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u>					-
ウ 本人の住所又は居所	Í				-
4 法定代理人が請求す	る場合、次のい	ずれかの書	 禁類を提示し	、又は提出してください。	
請求資格確認書類	□戸籍謄本 □]登記事項	証明書 🗆	その他()
5 任意代理人が請求す	る場合、次のい	ずれかの書	- 類を提示し	、又は提出してください。	
請求資格確認書類	□委任状 □そ	この他()	
窓口受付	担当課室等受付	•	担当課室等		
			内線		

保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書

第号年月日

(訂正請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので 通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	(訂正内容)
及び理由	(訂正理由)
訂正決定をしない部	(訂正をしない部分)
分がある場合は、そ の内容及び理由	(訂正をしない理由)
担当課室等	班(係)
15.3 以主寸	電話番号() - 内線

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等					
訂正をしないことと した理由					
担当課室等	電話番号()	_	班 (係) 内 線	

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第		툿
年	月	E

(訂正請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等					
延長後の期間	日(訂正決定等)	期限	年	月	日)
延長の理由					
担当課室等	電話番号()	_	班内	(係) 線

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する 法律 (平成15年法律第57号) 第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することと しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等						
法第 95 条の規定(訂 正決定等の期限の特 例)を適用する理由						
訂正決定等をする期限	年	月	日			
担当課室等	電話番号()	_	班(係)	

別記第18号様式(第18条関係)

他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第		号
年	月	日

(他の行政機関の長等) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
	氏 名: 住所又は居所: 連絡先: (法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合)
訂正請求者名等	本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 <u>本人の氏名</u> <u>本人の住所又は居所</u>
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考 (複数の他の行政機 関の長等に移送する 場合には、その旨)	
担当課室等	班 (係) 電話番号 () – 内 線

別記第19号様式(第18条関係)

訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第		号
年	月	日

(訂正請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。 なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個 人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)(連絡先)部局課室名:担当者名:所在地:電話番号:
担当課室等	班 (係) 電話番号 () – 内線

別記第20号様式(第19条関係)

保有個人情報提供先への保有個人情報訂正決定通知書

第		号
年	月	日

(他の行政機関の長等) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報 訂正請求の趣旨	(氏名、住所等)
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正內容)
	(訂正理由)
担当課室等	班 (係)
	電話番号() 一 内線

保有個人情報利用停止請求書

和歌山県知事 様	年 月 日
(ふりか 氏名	³ な)
住所 <i>,</i> 〒	又は居所電話番号
個人情報の保護に関する法律 有個人情報の利用停止を請求し	:(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保 ます。
	記
利用停止請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	 (趣旨) □法第98条第1項第1号該当 → □利用の停止、□消去 □法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
1 利用停止請求者 □2	本人 □法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類	
 □運転免許証 □健康保険液 	坡保険者証
□個人番号カード又は住民基準	本台帳カード (住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明	明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする	る場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等 <u>(法定</u>	代理人又は任意代理	世人が請求する場合にのみ記載してくだ	<u>さい。)</u>
	成年者(年 意代理人委任者	月 日生) □成年被後見人	
(ふりがな) イ <u>本人の氏名</u>			
ウ 本人の住所又は居所	<u> </u>		
4 法定代理人が請求す	る場合、次のいずれ	いかの書類を提示し、又は提出してくだ	さい。
請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登詞	記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求す	る場合、次のいずれ	いかの書類を提示し、又は提出してくだ	さい。
請求資格確認書類	□委任状 □その何	他 ()	
窓口受付	担当課室等受付	担当課室等	
		内線	

保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止決定をしない 部分がある場合は、そ の内容及び理由	(利用停止をしない部分) (利用停止をしない理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 () – 内 線

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等				
利用停止をしないこととした理由				
担当課室等	電話番号()	_	班(係)

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告(公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第		号
年	月	E

(利用停止請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第		号
年	月	Е

(利用停止請求者) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の名称等						
法第103条の規定(利用停止決 定等の期限の特例)を適用す る理由						
利用停止決定等をする期限	年	月	目			
担当課室等					班(係)	
担 味 王 守	電話番号()	_	内線	

情報公開‧個人情報保護審查会諮問通知書

第		号
年	月	日

(審査請求人等) 様

公立大学法人和歌山県立医科大学 印

年 月 日付けの和歌山県立医科大学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第2項の規定に基づき通知します。

	, ,								
審査請求に係る保有個人 情報の名称等									
審査請求に係る開示決定 等[訂正決定等、利用停 止決定等]									
	(1)	審査訓	青求日		年	月	日		
審査請求	(2)	審査請	青求の起	 重旨					
諮問日·諮問番号			年	月	日	• 診	問第	号	
担当課室等	最 式习			\			E (係)		
	電話者	子 ()	_	<i>Γ</i> .	線		